

議員提出議案第7号

「青少年健全育成の法律」制定を求める意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、厚生大臣、郵政大臣、総務庁長官、警察庁長官に意見書を提出する。

平成11年12月21日

提出者 三朝町議会議員 岡本岩夫

賛成者 三朝町議会議員 山田道治

賛成者 三朝町議会議員 倉本良人

賛成者 三朝町議会議員 御船征夫

賛成者 三朝町議会議員 平井晃

平成11年12月21日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

「青少年健全育成の法律」制定を求める意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、国民すべての願いであります。

しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は悪化の一途をたどり、とどまるところを知りません。

例えば、露骨な性描写や残酷な暴力シーンを売り物にした雑誌、ビデオ等がコンビニエンス・ストアや自動販売機で販売され、だれでも簡単に入手することができます。また、情報通信時代の到来により、ポルノやアダルトもののCD-ROM、ソフトが製品化され、パソコン通信や、インターネット等、通信回線を通し簡単にポルノ情報が手に入るようになりました。さらには、テレホンクラブのような新しい営業形態の出現、覚せい剤等の薬物のまん延、「援助交際」という名の売買春等が問題となっています。

これらすべては、大人たちの拜金主義、快楽主義による時代の産物であり、未来の社会人たる青少年に深刻な影響を与えている現状があります。

現在、国の「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法」や「児童福祉法」、さらに、各都道府県においては、青少年保護条例等で規制や保護がなされていますが、これらの法や条例では、今日十分な成果を上げることは困難な状況になっています。現在のよ様な条例による形式では、都道府県によって内容が異なるために、現場では、多大な混乱が生じていることから、国政レベルでの統一的な法令の制定が急務であると思われます。

よって、政府においては、青少年の健全育成のために、青少年健全育成法なるものを制定すべきであると考えます。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成11年12月21日

鳥取県三朝町議会